下関北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1. 都市記	計画の目標	1
$1-1.$ $\frac{1}{2}$	基本的事項	1
1-2.	都市づくりの基本理念	2
2. 区域	区分の決定の有無	4
3. 主要	な都市計画の決定の方針	5
3 - 1.	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
3-2.	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
$3 - 3.$ \bar{r}	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針1	6
3-4.	自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針1	7
3-5. ‡	景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針2	0
3-6.	都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針2	1
参考資料:		2

令和2年(2020年)12月 山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1)目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね20年後となる令和22年(2040年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区分	市町名	範 囲	規模	備考
下関北	下関市	行政区域の一部	19, 163 ha	
都市計画区域	合	計	19, 163 ha	

^{※ 「}都市計画現況調査*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模(推計値)

下関市の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
下関北都市計画区域	26,600 人	_	_
下関都市計画区域	227, 322 人	_	I
都市計画区域外	14,595 人	_	
合 計	268,517 人	225, 685 人	195, 797 人

[※]平成27年(2015年)数値は、平成27年(2015年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 30 年(2018 年)3 月推計))

1-2. 都市づくりの基本理念

下関北都市計画区域は、本州の最西端、響灘沿岸のほぼ中央に位置し、下関市中央部で構成されている。

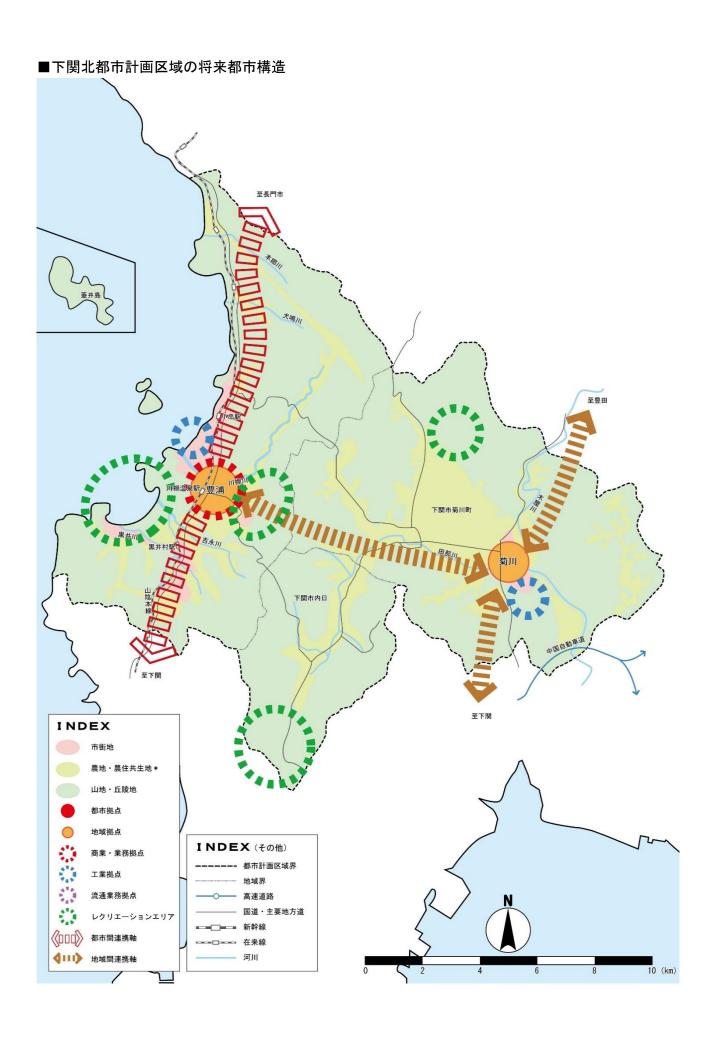
本区域は、美しい海岸線や温泉などの豊かな自然資源と、内陸部の田園環境に恵まれている。 産業は、これまでの沿岸漁業、内陸部の農業を中心とした産業構造から、近年では中小製造業 や小売業、サービス業等が伸びてきており、下関市の中心部や福岡・北九州都市圏に近いこと から、豊かな自然資源を活用した観光・レクリエーションの振興や良好な住宅地の形成も進め られている。

また、下関広域都市圏の中心的な位置にあることから、交通体系を整備、充実させ、圏域間の連携を高める重要な役割を担っている。

本区域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

豊かな自然と田園資源を活かしたリフレッシュ交流都市づくり

- O 自然海岸などの豊かな自然環境と温泉、田園などの地域の資源を活かした魅力ある 都市景観の形成を図り、歴史的環境と調和した美しい都市づくりを進める。
- 地域拠点*の活性化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*により居住機能等を誘導し、公共施設や業務・商業施設の集積を図ることで、公共交通や徒歩による円滑な移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えると ともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- O 都市部と農山漁村との交流や産業の振興を支える都市ネットワーク*、観光ネット ワーク*の形成を図り、活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、 協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。



2. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定めない。

【区域区分*を定めないとした理由】

本区域は、開発圧力*が強くなく、人口も減少傾向にあることなどから、市街地拡大の可能性が低いと判断される。

したがって、区域区分*を定めず、建築形態規制*に加え、用途地域*や特定用途制限地域*を 適切に運用し、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図り、集約型の都市*の実現を目指 すものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*をはじめとする誘導策と用途地域* 内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の促進と併せて、用途白地地域*内での開発 の抑制を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 川棚温泉駅・小串駅・黒井村駅周辺や各総合支所などの行政施設を中心に、地域住民の 日常生活を支える生活サービス機能等の立地誘導を進める。
- ・ 川棚温泉街については、宿泊施設や観光関連サービス施設等の集積を図るとともに、魅力のあるまちなみ景観の維持、形成に努める。
- ・ 菊川地域の国道 491 号沿線は、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境の維持・形成を図るとともに、日常的な生活利便性の高い商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 川棚塩田地区の工業団地については、産業基盤の整備とともに、周辺の住宅地の環境に 配慮した整備を図る。
- ・ 多様な分野の製造業が集積している菊川地域の豊東工業団地は、今後とも地域に根差した工業団地として維持・充実を図る。

③ 住宅地

- ・ 用途地域内における集落地周辺や既存住宅団地の空閑地を中心に住宅の立地誘導を図るとともに、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 室津から厚母の丘陵地一帯は、自然と調和する田園住宅地として整備を図る。
- ・ 人口減少下においては、空き家・空き地の無作為な発生が懸念され、人口密度の維持、 防災・防犯上の安全性の確保、良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等 対策計画*や低未利用土地権利設定等促進計画*の活用などにより都市のスポンジ化*対 策を推進する。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図 る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、緩衝緑地*帯の設置など周辺環境の整備を推進しな がら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- 周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業*等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、 生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既 成市街地*の再生による、まちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等 を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 既に開発されて市街地が形成されている菊川地域の中心部においては、周辺の良好な環境と調和した計画的な都市的土地利用の実現を図るため、用途地域の指定による土地利用の規制・誘導を進める。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

・ 都市内の農地、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場と しても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。

③ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 川棚川、木屋川、田部川等の河川沿いに広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給 を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*でもあること から、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティを維持するため、地区計画* や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保 に努める。

④ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

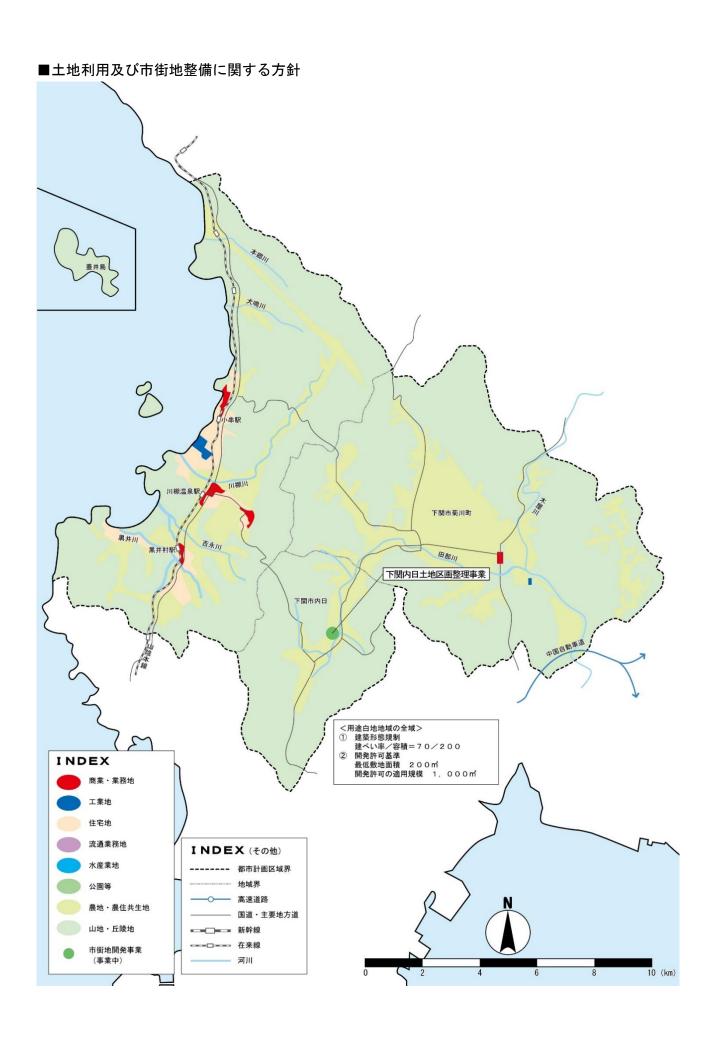
- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒 避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定さ れる被害(浸水深等)を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住 宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するため に重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

⑤ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 響灘に面する美しい自然海岸や、ゲンジボタルの舞う清流木屋川及びその周辺について は、今後とも保全を図る。
- ・ 豊田県立自然公園の美しい自然環境については、今後とも保全を図る。

⑥ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*を活用し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の 施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 用途地域*内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画*等の土地利用の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、土地利用の増進を図る。
- ・ 用途地域*の指定されていない地域においては、特定用途制限地域*の規制の強化等により無秩序な開発を抑制する。



3-2. 都市施設*の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- (1) 交通施設の都市計画決定の方針
- ① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 下関広域都市圏における圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、他都市との連携 を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワーク*の構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築 することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 居住機能や生活サービス機能が集積している地域と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域 においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、地域特 性や利用者の需要に応じた交通体系の維持・確保に努める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方 針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性の見直しとあわせて、その必要 性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直 しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陰本線 の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など 公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備や交通系ICカードの導入、パークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。

2) 整備水準の目標

・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に 基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつら つと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置方針

1) 道路

【広域幹線道路】

・ 南北方向の主軸となり、広域的な道路としての役割を担う道路として、山陰自動車道、 国道 191 号、国道 491 号及び県道下関長門線の一部を位置づける。

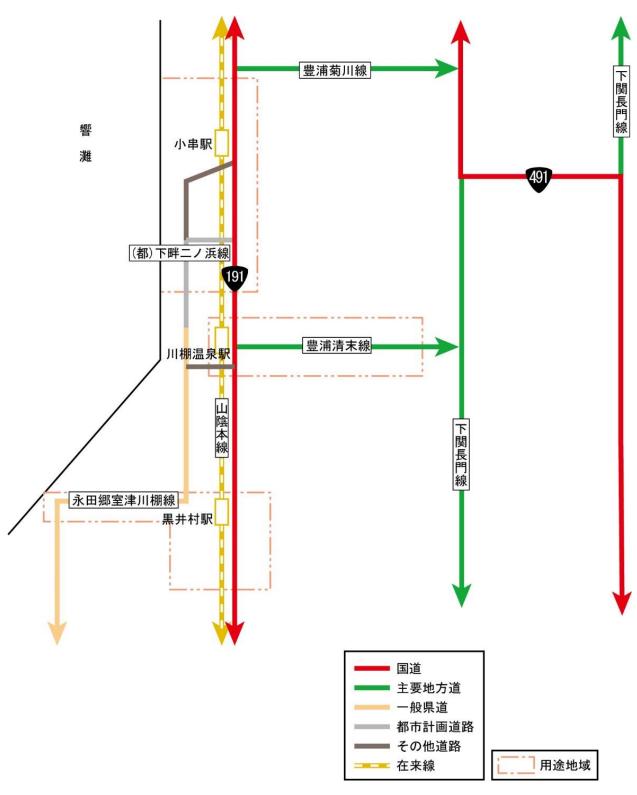
【地域幹線道路】

・ 響灘沿いの国道 191 号と内陸部を結ぶ道路として、県道豊浦菊川線及び豊浦清末線を位置づける。また、菊川地域と下関地域や豊田地域を結ぶ路線として、県道下関長門線を位置づける。

【都市内骨格道路】

・ 国道 191 号を連結してその機能を補完し、市街地部の骨格道路となる道路として、(都)

■主要道路の配置の方針



2) 公共交通

- ・ 公共交通における結節機能を強化するとともに、山陰本線の運行回数の維持・確保、バス路線の再編や生活バスの運行などによる公共交通機関の維持・確保に努める。
- ・ 公共交通不便地域や離島などの移動手段を確保するため、コミュニティ交通*の導入等や離島航路の維持・充実を図る。
- ・ 立地適正化計画*を活用し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設 の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

3)駐車場

- ・ 駅などの交通結節点*や観光拠点において、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点*や公共公益施設に付設するなど、適正な配置に 努める。
- ・ ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性·安全性の向上に 努める。

■ (参考) 主要道路の整備状況 小串駅 県道永田郷室津川棚線 県道美祢菊川線 田部川 菊川 下関市内日 県道豊浦清末線 県道下関長門線 INDEX (交通施設) INDEX (拠点) 高速道路 (基本計画路線) 地域拠点 改良済及び概成済区間 INDEX (その他) 事業中及び概成済区間 --- 都市計画区域界 計画区間 ----- 地域界 10 (km) 河川

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道 や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設 の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水 排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

ii)河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の 保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づ くり、周囲の景観と調和した親水空間等地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、 雨量、水位等の水文情報*の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ 的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県汚水処理施設整備構想*」に基づき、汚水処理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、居住機能や生活サービス機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1)下水道

- ・ 公共下水道事業、集落排水整備事業及び浄化槽設置整備事業等の事業間の調整を図ることにより効率的に生活排水対策施設の整備を推進する。
- ・ 豊浦中部浄化センターの処理機能の維持を図るとともに、合理的な収集・処理体制の確立に努める。

2)河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪 水防止対策と周辺の環境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が身近に水辺に近づき、 親しむことのできる河川空間の創出に努める。

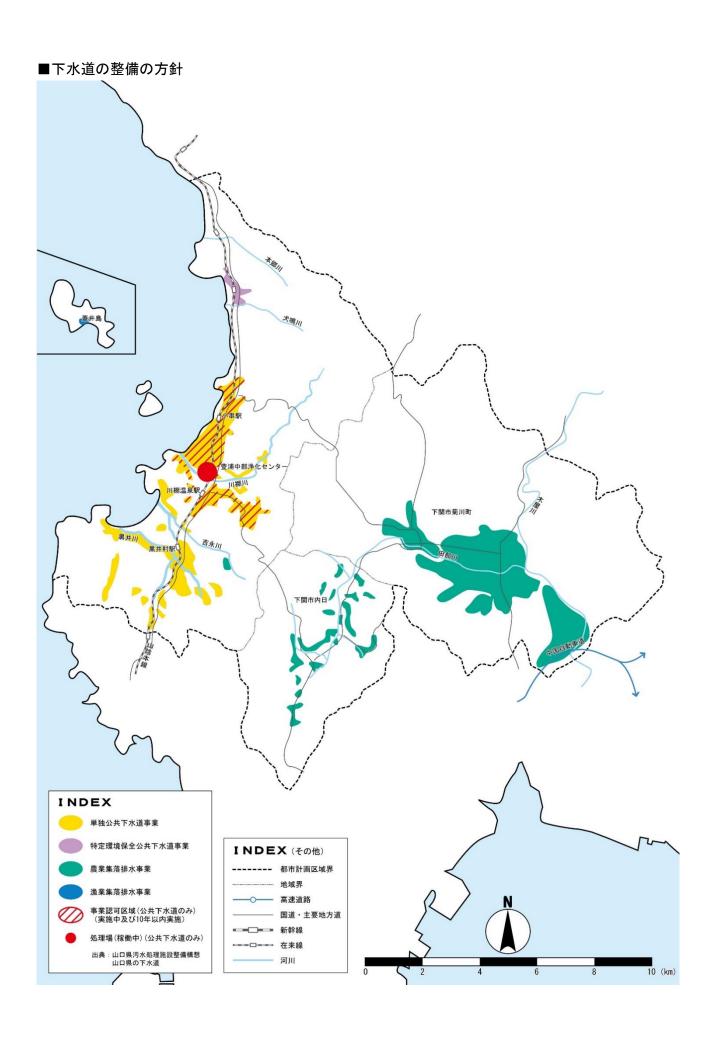
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくり を推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「下関市一般廃棄物処理 基本計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、 再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 奥山工場に可燃ごみの中間処理を集約し、クリーンセンター響については、可燃ごみや 資源ごみの運搬中継施設としての機能の維持・強化を図る。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設*の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画*等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 川棚温泉駅周辺については、都市基盤の整備とともに、適切な規制と円滑な誘導により 土地利用の合理化を進め、魅力ある市街地の形成を図る。
- ・ 内日地区は、土地区画整理事業*を推進し、人口定住を図る。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会の形成を進めるため、森林、農地、河川等 の自然環境を適正に保全するとともに、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれ あいの空間の整備を図る。
- ・ 都市環境への負荷を軽減する緑の機能を保全・活用するため、都市緑化を推進する。
- ・ 日常生活に密接に関連する生活環境の保全や良好な景観の形成、レクリエーション需要 への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本 計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 豊田県立自然公園をはじめ、木屋川流域の山地・丘陵地の保全を図る。
- ・ 響灘の変化に富んだ自然海岸等の保全を図るとともに、松林等防風林の海岸への植栽を 推進する。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」 となる道路や河川などの連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑と して保全・創出する。

2) レクリエーション系統

- ・海水浴等のレクリエーション利用が活発な響灘沿岸の自然海浜を保全・整備する。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*等の都市公園等を、人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、 効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる緑地として、公園を活用する。
- ・ 洪水、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に 基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4)景観構成系統

- ・ 市街地内及び周辺樹林地や森と田園が混在する台地や丘陵地の保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている木屋川、川棚川等の河川空間については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・ 街路樹の植栽等による都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

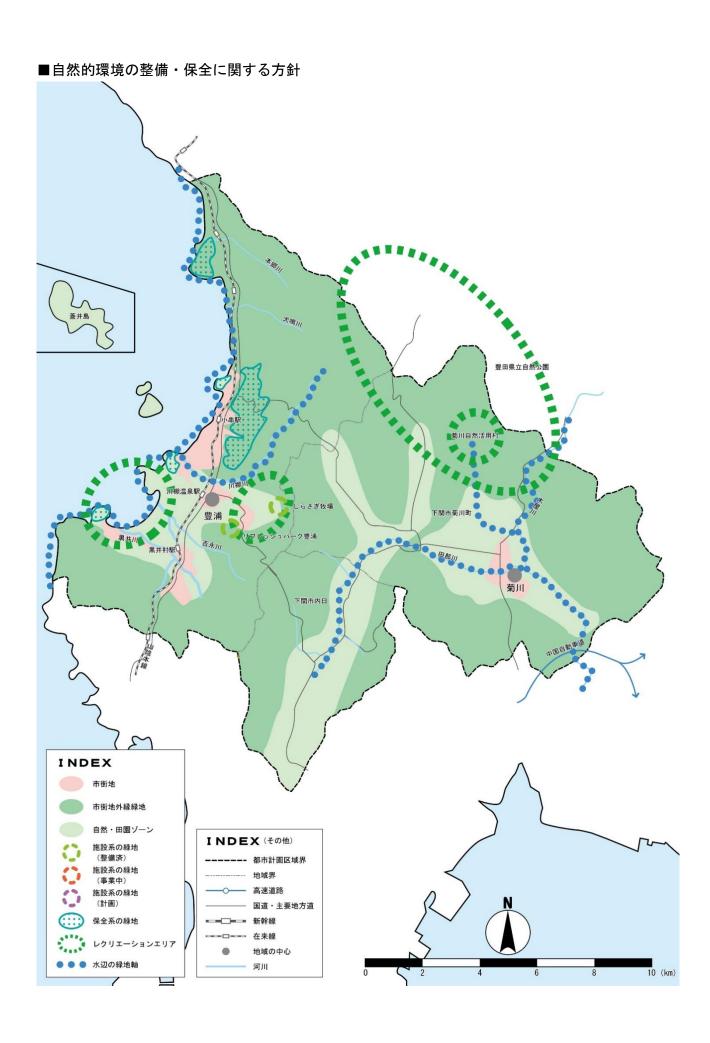
公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
都市基幹公園*	総合公園	リフレッシュパーク豊浦については、人々が憩い、多目的に利用でき る公園として整備・充実に努める。
その他の公園・緑地		国見台森林公園の保全・整備に努める。

2) 特別緑地保全地区*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

【特別緑地保全地区*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地などは、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地などは、良好な自然的 景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担 しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ 景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。
- ・ 下関市景観計画*及び下関市景観条例等にもとづき、自然と歴史と人が織りなす交流都市の魅力ある景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 豊浦総合支所等の行政施設や商業施設等が集積する川棚温泉駅周辺については、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、居住機能や生活サービス機能の集積と調和した 景観形成を図る。
- ・ 川棚温泉街については、宿泊施設や観光関連サービス施設等の集積を図るとともに、訪れる人々に魅力のあるまちなみ景観の維持、形成に努める。
- ・ 農地、河川と集落が一体となった木屋川、田部川沿いの田園風景は、周囲の景観と調和 した潤いある水辺景観の形成を図る。道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観 光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の 良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延 焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対 し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都 市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「下関市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画 (BCP) *を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、津波災害警戒区域*、洪水及び高潮浸水想定区域*等については、災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震 化を促進する。